

市道民税(個人住民税)の年金からの特別徴収について

平成21年10月から、65歳以上の公的年金を受給している方を対象に市道民税を年金から特別徴収(天引き)する制度が始まっています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が市道民税を年金から引き落とし、市へ直接納入することとなったため、金融機関等に出向く必要がなくなりました。

対象となる方

65歳以上の公的年金を受給している方のうち、市道民税が課税されている方で、年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金・退職年金等を受給している方

対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金の所得に応じた税額が特別徴収の対象となります。
※公的年金以外の所得に対する市道民税は、今までどおり給与からの特別徴収や納付書口座振替による納付となります。

年金からの特別徴収が始まっている方へ

今年の4・6・8月の年金からは、2月の年金と同じ税額が特別徴収されます。10月・12月・翌年の2月の年金

からは、6月に確定する平成23年度の年税額から4・6・8月に特別徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを年金から特別徴収します。

平成23年度から特別徴収の対象になる方(4月1日までに65歳になられた方など)へ

10月から特別徴収が始まります。そのため、1年間の税額の半分は、今までどおり6月・8月に納付書や口座振替により納めていただき、残りの半分を10月・12月・翌年2月の年金から特別徴収します。対象となる方には、6月中旬に発送する市道民税・道民税納税通知書でお知らせします。

国税務課市道民税係
☎(24)2111 内線238・306番



春の火災予防運動

「消したかな」あなたを守る 合言葉

消防署予防課
☎内線362番

4月20日～30日まで全道一斉に春の火災予防運動を実施します。

昨年、紋別市では17件の火災が発生しています。これからは空気が乾燥し、非常に火災が起こりやすい季節となりますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。

運動期間中は啓発のため、21時にサイレンを吹鳴しますので、火災と間違えないようご注意ください。

また、消防署では紋別消防後援会から寄贈いただいた防火ビデオや訓練用消火器を貸し出ししていますので、事業所や町内会、学校などの講習会にご活用ください。

火災予防期間中の主な行事予定

- ・消防車での火災予防啓発パレード
- ・火災予防啓発、住宅用火災警報器設置促進のための街頭PR
- ・一般家庭にある古い消火器及び不用スプレー缶等の回収
- ・消防クイズ



住宅用火災警報器の設置期限迫る!!

6月から全ての住宅への設置が義務付けられます。

設置期限も残りわずかとなっております。自分や家族のいのちを守るために設置しましょう。

また、消防職員及び消防団員が住宅用火災警報器を訪問販売する事は絶対にありませんので、悪質な訪問販売にはご注意ください。住宅用火災警報器について不明な点がある場合は、消防署までお問い合わせください。

一般家庭にある古い消火器及び不用スプレー缶等の回収を実施します

老朽して腐食が進んだ消火器が破裂して怪我をされる事故やスプレー缶によるごみ収集車の火災も全国各地で発生していることから、このような事故を未然に防ぐために、消防署では、一般家庭に設置している老朽した消火器及び不用になったスプレー缶等の回収を行います。

この機会を利用して、ご家庭の消火器をご確認いただき、

古い消火器の処分及び交換をお勧めします。
日時 4月24日(日)13時～15時

場所 消防署まで持参
対象 一般家庭に設置してある消火器及びスプレー缶やカセットボンベ
回収費用 一本につき 千500円～2千500円
※消火器の大きさによって価格が変わります。

消防クイズ

全問正解者の中から抽選で住宅用火災警報器や消火器が当たります。

期間 4月16日(土)～26日(火)

参加資格 市内に在住する方
設置場所 健康プールのステア、バスターミナル、図書館、道立オホーツク流水公園あおぞら交流館
※設置場所1か所です。全問回答できます。

当選発表 4月27日(水)当選者に直接電話で連絡します。



水洗便所改造のための 補助金・貸付金制度



水洗便所改造等補助金 最大15万円を補助

汲み取り式または浄化槽式のトイレと排水設備を改造し、公共下水道に接続するための工事を行う方が、次の条件を満たす場合に、工事費用の一部を補助する制度です。

申請者の要件

- ・自ら居住する家屋の所有者本人であること
- ・市税等の滞納がないこと

申請者の世帯人数毎に、前年合計所得金額が、次の金額を超えないこと。

- 一人世帯 157万9千円
 - 二人世帯 224万3千円
 - 三人世帯 295万6千円
 - 四人以上世帯 354万3千円
- ※合計所得金額は、世帯全員の所得合計です。

補助金額
工事費の25%以内で、最大10万円

水洗便所改造等資金貸付金 60万円まで融資

汲み取り式や浄化槽式のトイレを水洗式に改造して公共下水道に接続しようとする方に対し、トイレの改造・排水設備の設置に必要な資金の融資制度を設けています。

申請者の要件

- ・市税を完納していること
- ・自己資金のみでの工事負担が困難であること
- ・資金償還につき十分な支払能力を有すること
- ・確実な連帯保証人があること

融資金額

トイレ・風呂・台所の改造：60万円まで
風呂・台所のみでの改造：12万円まで

融資利率 処理区域の告示後3年以内に融資を受ける場合は無利子となりま

すが、3年経過後に融資を受ける場合は、年14%の利払いが必要になります。

返済方法 改造の範囲・借入金額を問わず、毎月1万円の元金均等による償還となります。

受付期間 随時

※貸付金の交付と償還金の収納事務を、金融機関（北見信用金庫）に委託しているため、金融機関の審査が必要となります。

・補助金制度と融資あつ旋制度とは、併用することが可能です。

・市が指定する排水設備指定工事店では、これらの申請手続きを代行してくれます。



問 申請手続きに関すること
水道部総務課普及係
☎(24)2111内線341番
工事の施工・排水設備指定工事店に関すること
水道部事業課下水道建設係
☎(24)2111内線280番

～男女共同参画社会実現に向けての現状と課題～

No.7

「育児・介護休業法」が改正されました！ ～第5回～

問企画調整課企画係 ☎(24)2111内線221番

⑦介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになりました。

⑧法の実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設
育児休業の取得等に伴う労使間の紛争等について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度が設けられました。
- 公表制度及び過料の創設
法違反に対する勧告に従わない企業名の公表制度や、虚偽の報告等をした企業に対する過料の制度が設けられました。